# 令和3年度食品衛生監視指導計画実施状況

山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課

## 令和3年度食品衛生監視指導計画実施状況

#### 1 はじめに

県では、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条第1項の規定により「食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づき監視指導を行っております。

生産から販売に至るまでの食品供給行程(フードチェーン)の各段階において食品の安全性を確保するためには、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの役目を果たすことが重要であることから、農林水産担当部局等と連携し、重点的かつ効果的に監視指導を行っております。

このたび、令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日)の監視指導結果を 取りまとめたので公表します。

## 2 実施結果

## (1) 監視指導計画に基づく監視実施状況

食品の生産、製造・加工、流通等の状況、食品の特性、法違反の状況及び食品衛生 法上の問題の発生状況に加え、各総合支庁(保健所)管内の実状を踏まえ、対象施設 を4つの区分に分類し、各総合支庁(保健所)において監視指導計画を定めています。

令和3年度は、弁当、仕出し等を提供する大量調理施設に対する衛生管理について 監視指導を強化しました。対象となる4,158 施設のうち、必要監視件数を2,687件と し、監視実施件数は2,685件(実施率99.9%)でした。保健所では、新型コロナウイル ス感染症への対応が必要であったことから、より監視指導の必要性の高い施設を中心 に実施しました。

実施状況は別添資料(表1 監視指導計画に基づく監視実施状況)のとおりです。

## (2) 許可を要する食品営業施設及び届出を要する施設に対する監視指導状況

令和3年6月に改正食品衛生法が施行となり、営業許可業種の改編や届出業種の新設が行われました。監視指導を行う際は、新たな制度の周知や HACCP に沿った衛生管理に関する指導を重点的に行いました。

食品衛生法第55条の規定により営業許可を要する施設及び改正前の食品衛生法第52条の規定により引き続き営業許可を取得している施設(13,936施設)に対し4,215回監視指導を行い、11施設に対し違反事実等の確認により始末書提出の行政措置を行いました。その他、食中毒の原因施設に対する営業停止命令を1件行いました。

また、食品衛生法第 57 条に規定する届出を要する施設(4,341 施設)に対し 550 回の監視指導を行いました。

実施状況は別添資料(表 2-1、2、3 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設、改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設及び届出を要する食品関係営業施設)のとおりです。

## (3) 夏期一斉取締りにおける監視指導状況

7月を「夏期食品等監視強化月間」として、夏期における食中毒予防のため重点的に監視指導を行いました。

期間中、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒予防に関する啓発のほか、令和3年6月から完全施行となった HACCP に沿った衛生管理に関する指導を重点的に行いました。

447件の監視指導を行い、うち250件に改善指導を行いました。

実施状況は別添資料(表3 夏期一斉取締りにおける監視指導状況)のとおりです。

## (4) 食品、添加物等の年末一斉取締りにおける監視指導状況

12月1日から12月28日まで食品、添加物等の年末一斉取締りを実施し、年末の食品衛生確保のため、重点的に監視指導を行いました。

期間中、ノロウイルス食中毒対策を重点的に 591 件の監視指導を行い、うち 11 件に 改善指導を行いました。

実施状況は別添資料(表4 食品、添加物等の年末一斉取締りにおける監視指導状況)のとおりです。

## (5) 不良食品の発生状況

本県に流通する食品のうち、県内で製造されたもの33製品、県外で製造されたもの1製品、合計34製品が不良食品として発見され、調査、改善指導等を行いました。その内容は表示基準違反が17件(50%)、異物混入が9件(26.5%)で、この2つで全体の76.5%を占めていました。

発生状況は別添資料(表5 不良食品の発生状況)のとおりです。

### (6) 収去検査計画に対する実施状況

食品の安全確保のため、輸入食品を含めた県内に流通している食品について収去検査を行いました。730 件の収去計画に対し、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を行いながら701 件の収去検査(実施率96%)を行いました。このうち、規格基準等の違反が6件(0.9%)発見されましたが、回収を行い、不良食品等の流通防止を図るとともに、再発防止の指導を行いました。

検査状況は別添資料(表6 収去検査計画に対する実施状況)のとおりです。

## (7) 県内のと畜検査状況、TSE (BSE) 検査結果

県内でと畜される食肉の安全性を確保するため、牛、馬、豚、めん羊及び山羊 299,174 頭のと畜検査を行いました。また、国の BSE 対策の見直しを踏まえ、24 か月齢以上の 神経症状等を示す牛の TSE (BSE) スクリーニング検査を実施することとしていました が、対象となる牛はいませんでした。

検査状況は別添資料(表7 県内のと畜検査状況及び表8 県内の TSE (BSE) 検査

結果)のとおりです。

## (8)と畜場及び認定小規模食鳥処理場監視状況

県内にあると畜場(3施設)に対し、HACCPに基づく衛生管理の検証を行い、と畜場の衛生管理責任者等に技術的な指導を実施しました。また、認定小規模食鳥処理場(13施設)に対し監視指導を実施しました。

実施状況は別添資料(表9 と畜場監視状況及び表10 認定小規模食鳥処理場監視 状況)のとおりです。

## (9)食品衛生講習会実施状況

食品衛生責任者等の資質向上のための講習会及び家庭における食中毒の未然防止のための講習会を開催しました。

実施状況は別添資料(表11 食品衛生講習会実施状況)のとおりです。

## (10) 適正な食品表示に係る人材の養成及び消費者等への情報提供の状況

11月の適正表示推進月間にあたり県内2地区で食品適正表示推進者養成講習会を開催し、142名の参加がありました。

## (11) 食中毒発生状況

県内における令和3年の食中毒事件は6件発生し、患者数は168名でした。 食中毒発生状況は別添資料(表12-1、2、3 食中毒発生状況)のとおりです。 食中毒事件を原因施設別にみると、飲食店営業施設が2件、家庭が1件、不明が3件でした。

病因物質別にみると、寄生虫によるものが3件(患者数3名)、病原性大腸菌による ものが1件(同157名)、植物性自然毒によるものが1件(同2名)でした。

## 3 まとめ

保健所では、新型コロナウイルス感染症への対応が食品衛生担当課でも必要であったことから、収去検査や監視指導については一部実施を見合わせた部分がありましたが、令和3年度食品衛生監視指導計画に基づき各総合支庁(保健所)、食肉衛生検査所、衛生研究所が主体となり農林水産担当部局等関係機関と連携しながら、監視指導等食品安全対策を実施しました。

## <表1> 監視指導計画に基づく監視実施状況

分類	監視回数	食品取扱い施設	対象施設数	必要監視件数	監視実施件数	実施率(%)
1	1年間に最低2回以上	・前年度に食中毒事件を起こした施設 ・前年度に食品衛生法違反である食品を製造した施設 ・上記以外で各総合支庁が必要と認める食品取扱施設	12	24	18	75.0
2	1年間に概ね2回以上	・成分規格が設定され、広域かつ大量に流通している食品製造施設 ・上記以外で各総合支庁が必要と認める食品取扱施設	93	186	174	93.5
3	1年間に概ね1回以上	・分類2以外の乳処理、食肉処理施設 ・大量調理施設衛生管理マニュアル適用の給食、旅館・ホテル、仕出し、弁当調製施設 ・自主回収開始報告書を提出した食品の製造施設 ・上記以外で各総合支庁が必要と認める食品取扱施設	901	901	1,129	125.3
4	2年間に概ね1回以上	・分類2以外で成分規格が設定されている食品の製造施設・分類3以外の給食、旅館・ホテル、仕出し、弁当調製施設・上記以外で各総合支庁が必要と認める食品取扱施設	3,152	1,576	1,364	86.5
	•	合計	4,158	2,687	2,685	99.9

〈表2-1〉 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

		営業施設数	営業許可施設	数(年度中)	廃業施設数		処	分 件 数				告発件数(	年度中)	調査・監視
		(年度末現在)	継続	新規	(年度中)	営業許可取消命令	営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	無 営 業	その他	指導施設数(年度中)
		(1)	(2)	(3)	(4)	以用而节(5)	(6)	(7)	(8)	命 令 (9)	(10)	宮 果 (11)	(12)	(13)
飲	一般食堂・レストラン等 (01)	3,054	70	53	184	0	0	1	0	0	4	0	0	307
食店	仕出し屋・弁当屋 (02)	425	13	1	35	0	0	0	0	0	1	0	0	144
営	旅 館 (03)	461	13	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	97
業	そ の 他 (04)	3,464	78	31	354	0	0	0	0	0	0	0	0	350
Ē	菓子 (パンを含む。) 製造業 (05)	829	16	6	59	0	0	0	0	0	1	0	0	165
<u> </u>	L 処 理 業 (06)	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17
#	导別牛乳搾取処理業 (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 十	L 製 品 製 造 業 (08)	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	集 乳 業 (09)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	魚 介 類 販 売 業 (10)	696	14	5	70	0	0	0	0	0	1	0	0	252
	魚介類競り売り営業 (11)	12	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
1	魚肉練り製品製造業 (12)	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	食品の冷凍または冷蔵業 (13)	01	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	17
() 1)	ん 詰またはびん 詰食品製造業 上 記 及 び 下 記 以 外 ) (14)	157	2	2	9	0	0	0	0	0	1	0	0	34
Dj.	型 茶 店 営 業 (15)	635	14	10	67	0	0	0	0	0	1	0	0	42
	(再掲)自動販売機(16)	496	11	9	54	0	0	0	0	0	1	0	0	17
đ	あ ん 類 製 造 業 (17)	21	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	アイスクリーム 類 製 造 業 (18)		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	食 肉 処 理 業 (19)		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	52
_	<b>食 肉 販 売 業 (20)</b>	7.10	7	6	41	0	0	0	0	0	0	0	0	226
	食 肉 製 品 製 造 業 (21)	- 00	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	27
	L 酸 菌 飲 料 製 造 業 (22)	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
_	食 用 油 脂 製 造 業 (23)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	アーガリン又はショートニング製造業 (24)	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サ そ 製 造 業 (25)	- 00	4	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	23
ι			1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	777 - 111 (=77		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	西 類 製 造 業 (28)	0.1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17
		- 02	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	<b>内</b> 豆 製 造 業 (30)	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<u> 類 製 造 業 (31)</u>	1.10	6	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	そうざい 製造業 (32)	100	6	4	40	0	0	0	0	0	0	0	0	90
規	.格が定められたものに限る。)製造業 (33)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
_	食品の放射線照射業 (34)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情 凉 飲 料 水 製 造 業 (35)	82	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	34
Ì	k 雪 製 造 業 (36)	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (37)	11,701	258	124	937	0	0	1	0	0	10	0	0	2,031

〈表2-2〉 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

	営業施設数	営業許可施設	と数(年度中)	廃業施設数		処	分 件 数	女 (年度	中)		告発件数(	年度中)	調査・監視
	(年度末現在)	継続	新規	廃	営業許可	営業禁止命 令	営業停止命 令	改善命令	物品廃棄命命令	その他	無許可當業	その他	指導施設数
	(1)	(2)	(3)	(4)	以 月 叩 下	(6)	叩 (7)	(8)	(9)	(10)	呂 未 (11)	(12)	(13)
飲 食 店 営 業(01)	1,461	0	1,476	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1,387
調理の機能を有する自動販売機 (02)	5	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
食 肉 販 売 業(03)	58	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62
<b>魚 介 類 販 売 業(04)</b>	106	0	107	1	0	0	0	0	0	1	0	0	101
魚介類競り売り営業(05)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
集 乳 業(06)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
乳 処 理 業(07)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
特別牛乳搾取処理業(08)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 肉 処 理 業(09)	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
食品の放射線照射業(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓 子 製 造 業(11)	216	0	218	2	0	0	0	0	0	0	0	0	216
アイスクリーム 類 製 造 業 (12)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
乳 製 品 製 造 業(13)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
清涼飲料水製造業(14)	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
食 肉 製 品 製 造 業(15)	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
水 産 製 品 製 造 業(16)	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
液 卵 製 造 業(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業(19)	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
みそ又はしょうゆ製造業(20)	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
<u>酒類製造業(21)</u>	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
豆 腐 製 造 業(22)	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
納 豆 製 造 業(23)	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
<b>麺</b> 類 製 造 業 (24)	36	0	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36
そうざい 製造業(25)	119	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126
複合型そうざい製造業(26)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
冷 凍 食 品 製 造 業(27)	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
複合型冷凍食品製造業(28)	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
漬 物 製 造 業(29)	49	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
密封包装食品製造業(30)	37	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
食 品 の 小 分 け 業(31)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
添加物製造業(32)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計 (33)	2,235	0	2,255	20	0	0	0	0	0	1	0	0	2,184

〈表2-3〉 届出を要する食品関係営業施設

		営業施設数	<b>久</b>			)	告発件数	監視指導
		(年度末現在)	営業上	営業 停止	物 廃 (4)	その他	(年度中)	施設数 (年度中) (7)
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみ の販売) (01	(1)	( <u>2</u> )	(3)	(4)	<u>(5)</u> 0	(6) 0	17
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販 売) (02		0	0	0	0	0	19
	乳 類 販 売 業 (03		0	0	0	0	0	23
た営業	氷 雪 販 売 業 (04		0	0	0	0	0	0
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設 置) (05	516	0	0	0	0	0	2
	弁 当 販 売 業 (06	16	0	0	0	0	0	5
	野 菜 果 物 販 売 業 (07	345	0	0	0	1	0	102
	米 穀 類 販 売 業(08	115	0	0	0	0	0	7
販売業	通信販売・訪問販売による 販売業(09	29	0	0	0	0	0	0
W/L/A	コンビニエンスストア (10	189	0	0	0	0	0	31
	百 貨 店 、総 合 ス ー パ ー (11	168	0	0	0	0	0	138
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) (12	297	0	0	0	0	0	1
	その他の食料・飲料販売業 (13	311	0	0	0	0	0	86
	添加物製造・加工業(法第13 条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を (14 除く。)	5	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業 (15	3	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く(16	29	0	0	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業(17	934	0	0	0	0	0	59
製造・加	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業 (18	20	0	0	0	0	0	6
工業	糖 類 製 造 ・ 加 工 業 (19	1	0	0	0	0	0	0
	精 榖 • 製 粉 業 (20	34	0	0	0	0	0	1
	製 茶 業 (21	8	0	0	0	0	0	0
	海 藻 製 造 ・ 加 エ 業 (22	7	0	0	0	0	0	0
	卵 選 別 包 装 業 (23	12	0	0	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業(24	180	0	0	0	0	0	7
上記以外のもの		7	0	0	0	0	0	0
(改正法による改	集 団 給 食 施 設 (26	450	0	0	0	0	0	45
第68条第3項に	器具、容器包装の製造・加工業(合成 樹脂が使用された器具又は容器包装 の製造、加工に限る。)	15	0	0	0	0	0	0
おいて準用される	露店、仮設店舗等における飲食の提供 のうち、営業とみなされないもの (28	) 1	0	0	0	0	0	0
ものを含む。)	そ の 他 (29	18	0	0	0	0	0	1
	計 (30	4,341	0	0	0	1	0	550

# <表3> 夏期一斉取締りにおける監視指導状況

(件)

	\IT/
監視指導施設数	447
・ HACCPに沿った衛生管理について検証	260
・腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒等について指導・啓発	243
<ul><li>・ テイクアウトについて指導・啓発</li></ul>	197
改善指導を行った施設数	250
・うちHACCPに沿った衛生管理について指導した施設数	236

# <表4> 食品、添加物等の年末一斉取締りにおける監視指導状況

対象施設	監視指導件数 (件)	指導施設件数 (件)
大量調理施設	44	6
広域流通食品製造·販売施設	45	0
生食用食肉取扱い施設	6	0
魚介類及びその加工品製造・処理・販売施設	98	0
食肉及び食肉製品製造・処理・販売施設	88	0
と畜場、食鳥処理場及び食肉処理施設	10	0
その他	300	5
計	591	11

# <表5> 不良食品の発生状況

	異	物混	λ	腐	敗∙変	敗	カヒ	ごの発	:生	規格	基準	違反	表示	基準	違反	د	その他	1		合計	
	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計
魚 介 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0		5	0	5
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	4	0	4	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	8	0	8
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	5	0	0	0	6	1	7
菓 子 類	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	5	0	5
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
その他の食品	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	6	0	6
計	9	0	9	0	0	0	2	0	2	3	1	4	17	0	17	2	0	2	33	1	34

①:県内で製造されたもの ②:県外で製造されたもの ※ ①及び②には食品事業者等に改善や報告を指導したものを計上

### <表6>収去検査計画に対する実施状況

実施計画数	実施数	実施率	違反数	違反率(%)
730	701	96.0	6	0.9

### ※ 以下の表に記載する検体分を含む

## 〇県内流通農産物の残留農薬検査結果

	検体種類	検体数	延べ検査項目数	違反検体数
県内流通農産物等	9	80	11,488	1

農産物等:農産物(8種)と輸入冷凍加工野菜

## 〇県内生産畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査結果

		収去件数	検査検体数	延べ検査項目数	陽性検体数
牛肉(筋肉)		18	18	54	0
豚肉(筋肉)		106	106	350	0
食鳥肉		6	6	114	0
鶏卵		11	11	198	0
乳		7	7	140	0
	コイ	5	5	40	0
養殖魚	アユ	2	2	16	0
大型 (A) 	イワナ	1	1	8	0
		0	0	0	0
はちみつ		5	5	5	0
	合計	161	161	925	0

※ 検査項目:抗生物質、合成抗菌性物質など18成分 ※ 牛肉、豚肉の収去件数は頭数

### 〇食品中の放射性物質検査結果

検査項目	検体数	基準超過検体数
放射性セシウム(134及び137) 放射性ヨウ素(131)	31	0

## 〇総合支庁(保健所)が行った食品の収去検査結果

食品別	試験検体数	検査延 細 菌	延べ数 理化学	違反等検体数	違反等内容
魚介類	26	26	0	1	庄内:規格基準違反
魚介類加工品	51	44	19	0	
肉卵類及びその加工品	68	68	30	2	置賜:水分活性、庄内:規格基準違反
牛乳·加工乳·生乳	16	16	16	0	
乳製品•乳類加工品	3	3	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	13	13	3	0	
穀類及びその加工品	65	59	20	0	
野菜類・果実及びその加工品	111	63	54	0	
菓子類	44	44	0	2	村山:衛生規範違反
清涼飲料水	17	17	17	0	
酒精飲料	12	0	12	0	
缶詰・びん詰食品	0	0	0	0	
その他の食品	3	3	0	0	
計	429	356	171	5	

# <表7> 県内のと畜検査状況

金肉衛生検査所	4	子牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
置賜食肉衛生検査所	3,340	0	262	27,438	17	1	31,058
庄内食肉衛生検査所	280	0	0	267,748	86	2	268,116
合計	3,620	0	262	295,186	103	3	299,174

# <表8> 県内のTSE(BSE)検査結果

検査項目 食肉衛生検査所	牛の検査頭数(BSE検査)	スクリーニング検査 陽性頭数	めん羊及び山羊の検査頭数 (TSE検査)	スクリーニング検査 陽性頭数
置賜食肉衛生検査所	0	0	0	0
庄内食肉衛生検査所	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

# <表9>と畜場監視状況

	監視予定数	監視実施数	指導件数
米沢市営と畜場	12	25	2
庄内食肉流通センター	15	15	1
県農業総合研究センター養豚研究所	1	1	1
計	28	41	4

# <表10>認定小規模食鳥処理場監視状況

	施 設 数	監視 設数 数 施	監 視 施 設 数	指 導 件 数
認定小規模食鳥処理場	13	14	17	5

<表11> 食品衛生講習会実施状況

	食品関係者	消費者	その他	計
実施回数	146	6	1	153
参加人数	4,072	78	25	4,175

<表12-1> 原因施設別食中毒発生状況

原因施設	食中毒発生数	患者数		
飲食店営業施設	2	163		
家庭	1	2		
果物野菜販売店	0	0		
その他施設	0	0		
不明	3	3		
合計	6	168		

<表12-2> 病因物質別食中毒発生状況

	病因物質	食中毒発生数	患者数	うち死亡者数
ウイルス	ノロウイルス	0	0	0
	サルモネラ	0	0	0
	ぶどう球菌	0	0	0
細菌	病原性大腸菌	1	157	0
エル	エルシニア	0	0	0
	カンピロバクター	1	6	0
<b>*</b> + +	アニサキス	3	3	0
寄生虫	クドア・セプテンプンクタータ	0	0	0
その他	ヒスタミン	0	0	0
枯枷州白母丰	スイセン	1	2	0
植物性自然毒	ツキヨタケ・クサウラベニタケ	0	0	0
動物性自然毒	貝毒	0	0	0
	不明	0	0	0
	合計	6	168	0

<表12-3> 月別食中毒発生状況

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
食中毒発生数	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	6
患者数	0	1	7	2	0	0	0	0	157	0	0	1	168